

三好化成グループ CSR 行動基準

序文

三好化成グループは、消費者の皆さまに安心と安全を、そして社会と環境の両方にやさしい商品・サービスを提供することを目標としています。

三好化成グループは、私たちのコーポレートメッセージである「TREATING YOU RIGHT」を中心に、会社の価値観、行動基準、倫理、ルールに従って、高い社会的意識をもった責任ある企業として行動します。

三好化成グループは、サプライヤーの皆様と持続的成長に向けて共に協力し合い、法規や高い倫理基準を遵守して事業活動を遂行する良きパートナーとして関係を強化していきたいと考えています。

サプライヤー様および取引先様との関係構築と強化のために、三好化成グループの CSR 憲章に準じた“三好化成グループ CSR 行動基準（以下行動基準）”を制定しており、この行動基準は、サプライヤー様に三好化成グループとともに同じ倫理基準を共有して行動して頂くことを目的としています。

本文

当グループは、この行動基準を、サプライヤーを選択する際の基準として用いるものとします。当グループは、サプライヤーが本行動基準を遵守することをお願いするとともに、サプライヤーが当グループ関連の事業に携わるサブコントラクターに対しても本行動基準の遵守を求めることを期待します。

また、サプライヤーには、事業活動とサプライチェーン間において CSR 活動を戦略的に実践していただくよう期待しています。当グループは、UNGC のような国際的な持続可能なイニシアティブを支持し、エコパディスのような第三者評価機関によるアセスメントを受けていただくことを推奨しています。

取引先に安心と安全をお届けし、かつ社会・環境にやさしい製品およびサービスを提供すること、十分な情報を公開しつつ取引先とのコミュニケーションを図ること、そして持続可能な社会の実現に努めながら地域コミュニティとの関係を重視することに、サプライヤーとともに取り組むことを期待しています。

1. 人権

サプライヤーと取引を行うにあたり、当グループは、サプライヤーが国際人権規約および他の人権に関する国際基準を尊重するよう要請します。当グループは、出身国、皮膚の色、年齢、家族構成、性別、性同一性、性的指向、身体的外観、経済状況、健康状態、障害、宗教、政治的意見、使用言語、社会的地位などを理由に、従業員の雇用、報酬、昇進、退職について差別をすることのないようサプライヤーに期待します。

また、モラルハラスメント、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメントを厳しく禁止するサプライヤーとの連携を図ります。

当グループは、サプライヤーに対し、業務やサプライチェーンにおける児童労働・強制労働の禁止を求めています。

2. 法令順守

当グループは、事業活動を行う国や地域において適用されるすべての法令を遵守するサプライヤーと取引を行い

ます。

当グループは、GMP や ISO 認証など、法令による定めよりもより厳しい国際標準および業界標準を満たすサプライヤーを進んで選定するものとします。

3. 労働慣行

当グループは、従業員に安全、清潔、健康的な労働環境を提供し、事故やケガの予防の為の対策をとるサプライヤーとのお取引を求めます。

当グループは、サプライヤーに対し、現地法で定められた最低賃金以上の従業員賃金の支払い、労働時間および時間外労働に関する適用法令の遵守、従業員の結社の自由および団体交渉権の尊重(または、独立した労働組合がサプライヤーの国で制限されている場合には、少なくとも、労働関連の問題または苦情を話し合うために独自に集まること)を保証することを求めています。

4. 知的財産権の保護および守秘保持

当グループは、サプライヤーに対し、独禁法、データプライバシーに関連するすべての法律を遵守することを義務づけています。

当グループは、機密情報や個人情報の管理・保護を適切に行い、サプライヤー自身の知的所有権だけでなく、三好化成グループおよび第三者の知的所有権の保護を保証するサプライヤーと取引します。

当グループは、サプライヤーに対し、三好グループとの取引に関連する知的所有権を取得に努めること、方針や手順書を保持すること、そして知的所有権侵害の防止、企業の機密情報や営業秘密の保持と管理、従業員の個人情報保護に関する従業員研修やトレーニングの実施に努めることを求めます。

5. 持続的環境保護

当グループは、事業活動を行う国や地域において適用されるすべての環境保護法を遵守するサプライヤーと取引を行います。

当グループでは、サプライヤーに対して、製造時・保管時、また有害物質の輸送時などに、大気、土壌、水質などの偶発的な汚染を未然に防止するための体制の整備を要請しています。

当グループは、サプライヤーに対し、環境保護の重要性を認識し、生物多様性の保護、資源の使用から廃棄物の処理に至るまであらゆるフェーズでの GHG 放出の削減、資源の保全と再利用など環境保護に適切な対策に基づいて事業活動を行うよう求めます。

6. 公正な事業慣行

当グループは、サプライヤーに対し、贈収賄や汚職の禁止とそれを防止するために必要な措置をとること、マネーロンダリングや横領を目的とする行為の禁止、また潜在的な取引先や従業員に対して不当な利益や金銭的な贈与を行わないよう求めます。

当グループは、事業活動を行う国や地域において適用されるすべての公正取引法を遵守するサプライヤーと取引を行います。

当グループは、品質、コスト、供給能力を基準にサプライヤーを選定します。当グループは、公正性に疑義をも

たれるような、あるいは法令違反となるような贈答や接待は、提供も授受もいたしません。当グループは、サプライヤーに対しても、賄賂などの不適切または違法な利益供与を意図した贈答品を贈ったり、接待に関わったりすることのないよう求めます。

遵守の検証

当グループは、この三好 CSR 行動基準が遵守されていることを確認する目的で、サプライヤーに対して、質問票への回答、現場検証の承諾、会社の権限ある代表者の署名が付された資料や記録の提出をお願いすることができるとします。

当グループは、サプライヤーと取引を行う前に当グループの行動基準に対するサプライヤーの合意を得るものとし、本行動基準の内容への遵守およびそれを遵守するというサプライヤーの意志を表明する文書の提出を求めることができることとします。

また、当グループは、独自の裁量により三好 CSR 行動基準を改訂することがあります。改訂がなされた場合には、取引しているサプライヤーにその旨を通知いたします。改訂後、当グループは、かかる変更についてサプライヤーの合意および遵守を求めるものとします。

サプライヤーが、改訂に関して何かご質問がある場合、または改訂に関し説明を必要とされる場合には、当グループの担当者にご連絡下さい。

私たちが協働してビジネスに取り組むために、下記にご署名をお願いいたします。:

「三好化成グループ CSR 行動基準」を受領しました。私たちは、同行動基準の内容に同意し、その遵守に努めることをお約束します。

日付: _____

お取引先名: _____

署名者名: _____

署名者の役職: _____

署名: _____